

平成15年2月27日  
金融庁監督局銀行第2課金融会社室長 御中

神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア東館  
照会者 トイザラス・バリュー・インク  
日本における代表者 レイモンド・エフ・グルーバー

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー  
アンダーソン・毛利法律事務所  
上記照会者代理人弁護士 赤 上 博 人

同 沢 崎 敦 一

「前払式証票の規制等に関する法律」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職らは、上記照会者の代理人として、標記の件につき、下記のとおりご照会申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 本件照会の具体的内容

トイザラス・バリュー・インクは、日本においてトイザラス・ショッピングカード(以下、「ショッピングカード」といいます。)を使用した以下のような内容のサービス(以下、「ショッピングカード・サービス」といいます。)を提供する予定です。

顧客は、ショッピングカードを日本トイザラス株式会社(以下、「日本トイザラス」といいます。)の直営店(以下、「トイザラス各店舗」といいます。)またはトイザラス・ドット・コム・ジャパン株式会社(以下、「トイザラス・ドットコム」といいます。)が運営するトイザラス・オンラインショッピング(インターネット上のショッピングサイト。以下、「オンラインショッピング」といいます。)を通じてショッピングカードを購入します。

各ショッピングカードには、それぞれ固有のカード番号が割り当てられています(当該カード番号は、カードの裏面に記載される他、カードの磁気ストライプ部分に記録されます)。当該カード番号に対応して、トイザラス・バリュー・インクが管理するホストコンピュータ上にアカウントが設けられており、顧客がショッピングカードを購入する際に支払った金額に相当する金額が、ホストコンピュータ上の当該ショッピングカードのアカウントに残高として記録されます。

顧客は購入したショッピングカードへ入金(追加入金を含む)することにより、当該ショッピングカードの残高の範囲内で、トイザラス各店舗及びオンラインショッピングで商品を購入する権利を取得します。

トイザラス各店舗で商品を購入する場合、顧客は、当該ショッピングカードをレジ係に提示します。レジ係は POS システムを利用して当該ショッピングカードの磁気ストライプ部分に記録されたカード番号を読み取り、ホストコンピュータにアクセスした上で当該ショッピングカードの残高を確認し、顧客が購入を希望する商品の代金額に相当する額を残高から差引きます。この行為によって、顧客とトイザラス各店舗との間での決済は終了します。

オンラインショッピングで商品を購入する場合、顧客は、オンラインショッピングの画面の案内に従って当該ショッピングカードに割り当てられたカード番号を入力します。カード番号を入力することにより、ホストコンピュータで管理されている当該ショッピングカードの残高が確認され、顧客が購入を希望する商品の代金額に相当する額が残高から差引かれます。この行為によって、顧客とオンラインショッピングとの間の決済は終了します。

顧客がショッピングカードを用いて商品を購入した後、トイザラス各店舗で購入された分に相当する金額に関しては日本トイザラスが、オンラインショッピングで購入された分に相当する金額に関してはトイザラス・ドットコムが、トイザラス・バリュー・インクに請求し、トイザラス・バリュー・インクが、顧客が支払った資金を用いてそれぞれに対し、ショッピングカードを用いて購入された商品の代金相当額を支払います。

ショッピングカードには有効期間はありません。顧客は追加入金することにより、当該ショッピングカードの残高を増やすことができますので、当該ショッピングカードを用いて何度でもトイザラス各店舗及びオンラインショッピングで商品を購入することができます。

なお、ショッピングカードには裏面にカード番号が印刷され、磁気ストライプ部分にカード番号が記録されているのみで、IC チップなどは埋め込まれておらず、ショッピングカード自体にはショッピングカードを用いて商品を購入することができる金額に関する情報は一切記載ないし記録されません。

## 2. 関連する法令(条項)

本照会に関連する法令(条項)は、前払式証票の規制等に関する法律(以下、「前払式証票法」)第2条第1項第1号、同法第6条及び同法第31条です。

トイザラス・バリュー・インクは、ショッピングカードが同法第2条第1項第1号の「前払式証票」に該当せず、内閣総理大臣(金融庁長官)の登録(同法第6条)を受けることなく、ショッピングカードを発行しても、同法第31条第1号の構成要件に該当しないことをご照会申し上げます。

## 3. 適用の有無についての照会者の見解とその根拠

ショッピングカード・サービスでは、顧客が予め入金した価額に相当する取引をすることができるので、前払式証票法上の前払式証票に該当しないか問題となります。

この点、前払式証票法第2条第1項第1号は、「前払式証票」とは、「証票等に記載され又は電磁的方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行される証票等であって、発行者等から物品を購入等する場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができるもの」(括弧書き部分省略)と定義しています。上記定義によれば、前払式証票に該当するためには、「証票等に記載され又は電磁的方法により金額が記録されて」いなければなりません。上記1で述べたとおり、ショッピングカード自体には、裏面にカード番号が印刷され、磁気ストライプ部分にカード番号が記録されているのみで、

IC チップなどは内蔵されず、金銭的価値情報は全く記載ないし記録されていません。

なお、本件において購入者から対価を得て発行されるものは、当該ショッピングカードのみであります。

したがって、ショッピングカードは前払式証票には該当しないものと思料いたします。

#### 4. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについての同意

照会者は、本照会における照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることについて同意いたします。

以上